

EU憲法制定の動きと各国憲法

中村民雄

東京大学社会科学研究所助教授

はじめに

1 EU憲法形成の既存の成果

1.1 EUの列柱構造

「欧州共同体（EC）」（第1の柱）

「共通外交・安全保障政策」（第2の柱）

警察・刑事司法協力体制（第3の柱）

管轄権は次第に拡大 国民国家とほぼ同様の広がり 表 1

1.2 EC 独自の統治

(1) ECの立法権・過程 独立

欧州委員会の提案（経済社会評議会・地域評議会への諮問） 欧州議会・閣僚理事会での審議 法規の制定
[諮問手続；共同決定手続；承認手続]

立法権のECと構成国の間の配分 表 2

対外：国際法人格、条約交渉・締結権限、「黙示的な」（条約交渉・締結）権限

対内：EC法規と構成国の法との関係 個人からみると、構成国とECの2つの権力により統治される。

直接効：ECの立法が直接に各国民に権利義務を発生させる効果。

優位性：抵触するEC法規と国内法規がある場合、EC法規がつねに優先する。

先決裁定手続（EC234条） 各国の裁判所とEC裁判所の連結

(2) ECの政策実現（行政） 各国制度への依存

直接実施：EC機関（agencyを含む）による直接の実施 EC条約80・81条（競争法規）など。

間接実施：構成国を通しての実施（制度としての依存）

1.3 EUの第2・第3の柱

1.4 まとめ

(1) EUと構成国の相互補完的な統治制度。

(2) 連邦国家（国民国家）モデルでは説明できない 特異な前代未聞の統治制度

2. 各国憲法の変容 イギリスの場合

- (1) 立法：「国会主権の原則」の法的制限
- (2) 行政：EC/EUの政策執行過程に深く関与（コミットロジー方式など）
- (3) 司法：EC法の実効的実現のために、法的制約を課される

3 EU憲法制定に向けて：現在の論点

3.1 権限の配分

3.2 各国議会の役割

案1：EU次元の代表議会は欧州議会のみとし、各国議会は理事会の監視

案2：EU次元の代表議会を根本的に変える

3.3 基本権憲章の法的効力

むすび ヨーロッパ憲法秩序：EUと構成国の各憲法の相互補完的な複合。

関連文献

拙著『イギリス憲法とEC法：国会主権の原則の凋落』（東京大学出版会、1993年）

拙稿「マーストリヒト条約以後のEC法とイギリス憲法体制」日本EC学会年報15号（1995年）84-107頁

拙稿「アムステルダム条約の第2・第3の柱の法的断面図」日本EU学会年報18号（1998年）24-49頁

拙稿「EU法秩序の理念と現実：アムステルダム条約以後の統治をどう捉えるべきか」井上達夫・嶋津格・松

浦好治編『法の臨界 [II]秩序像の転換』（東京大学出版会、1999年）23-49頁

拙稿「EC法からEU法へ」法律時報2002年4月号6-13頁

表1 EC・EUの管轄権拡大の推移

(作表 中村民雄)

EC設立条約(1957)	単一議定書(1986)	マーストリヒト条約(1992)	アムステルダム条約(1997)
I 原則	I 原則 [域内市場の完成]	I 原則 [域内市場の完成] [補完性原則]	I 原則 [域内市場完成] [補完性原則] [先行統合]
II 共同体の基礎 1 商品の自由移動 2 農業 3 人・役務・資本の自由移動 4 運輸	II 共同体の基礎 1 商品の自由移動 2 農業 3 人・役務・資本の自由移動 4 運輸	II 連合市民権 III 共同体の政策 1 商品の自由移動 2 農業 3 人・役務・資本の自由移動 [資本の諸規定拡充] 4 運輸	II 連合市民権 III 共同体の政策 1 商品の自由移動 2 農業 3 人・役務・資本の自由移動 4 移民難民等、人の自由移動 5 運輸
III 共同体の政策 1 共通規定 i 競争法規 ii 税制 iii 各国法の接近 2 経済政策 i 景気対策 ii 経済収支 iii 共通通商政策 3 社会政策 4 欧州投資銀行	III 共同体の政策 1 共通規定 i 競争法規 ii 税制 iii 各国法の接近 [100a, 100b 条] 2 経済政策 [102a 条: 経済通貨政策の協力] i 景気対策、ii 経済収支 iii 共通通商政策 3 社会政策 [118a, b: 労働環境立法、労使対話] 4 欧州投資銀行 5 格差是正 6 研究技術開発 7 環境	5 共通規定 i 競争法規 ii 税制 iii 各国法の接近 [100a, 100b 条] [100c, 100d 条: 統一ビザ] 6 経済通貨政策 7 共通通商政策 8 社会政策、教育、職業訓練および若者 [社会政策議定書] [欧州社会基金] 9 文化 10 公衆衛生 11 消費者保護 12 ヨーロッパ横断網 13 産業 14 格差是正 15 研究技術開発 16 環境 17 開発援助	6 競争、税制、法の接近に関する共通規定 7 経済通貨政策 8 雇用 9 共通通商政策 10 税関協力 11 社会政策、教育、職業訓練および若者 12 文化 13 公衆衛生 14 消費者保護 15 ヨーロッパ横断網 16 産業 17 格差是正 18 研究技術開発 19 環境 20 開発援助
IV 域外との連携	IV 域外との連携	IV 域外との連携	IV 域外との連携
V 共同体の組織	V 共同体の組織 [EC 第一審裁判所の設置]	V 共同体の組織 [EC 第一審裁判所の設置] [ヨーロッパ・オンブズマン] [地域評議会]	V 共同体の組織 [EC 第一審裁判所の設置] [ヨーロッパ・オンブズマン] [地域評議会]
VI 一般最終規定	VI 一般最終規定	VI 一般最終規定	VI 一般最終規定
	EPC (政治協力)	CFSP (外交・安保)	CFSP
		JHA (司法・内務)	PJCC (警察・刑事司法)

表2 EUと構成国との立法権限配分（将来像諮問会議による整理）

EU		構成国	
排他的 exclusive	競合的 concurrent	補完的 complementary	排他的 exclusive
EC/EUのみ立法可能。 EC/EU機関の承認または法の空白がない限り、構成国の立法は排除。	EC/EUの法がない間と範囲は構成国が立法権限行使。 一旦EC/EUの立法があれば、その範囲で構成国の法が排除され、EC/EUの法が優先。	構成国の行動の補完/支援のみ。 ECは構成国の権限行使を排除できない。 (構成国間の行動調整、各国奨励措置など。)	構成国のみ立法可能。
警察共同機関 (Europol等)	共通外交・安保 警察・刑事	共通防衛	EU・EC条約に明記されていない事項はすべて構成国の権限(原則)
漁業資源保護 競合的権限の事項ながら十分包括的な立法がある事項(農業、域内市場) 通貨政策(Euro圏) 共通通商政策	EU市民権 農漁業 域内市場の自由移動 移民・難民 運輸 競争法 税(間接税) 社会政策 消費者保護 欧州横断網(相互接続運用・基準) 格差是正 環境政策 〔エネルギー〕 〔災害救援〕 〔観光〕	経済政策 雇用 各国税関の相互協力 教育・職業訓練・若者文化 公衆衛生 欧州横断網 産業政策 研究技術開発 開発援助	EU・EC条約の明文で構成国の権限に留保されている事項 ・ 公序、公安維持 ・ 刑事法/刑事裁判 ・ 賃金交渉、団結権、ストライキ権、ロックアウト権 ・ 健康・医療サービスの制度編成 ・ 財産所有制度規範

出典：The European Convention, “Delimitation of competence between the European Union and the Member States” CONV 47/02 (15 May 2002)にもとづき作表